

令和 3 ・ 4 年 度 建 設 工 事 等

競争入札参加資格審査提出書類記載要領

申込書類の記入は、黒色又は青色のペン又はボールペンを使用して「記入例」を参考に誤りのないように記入してください。

1 申込書

- (1) 申込業種 申込みする業種番号が、01～15 のものは、該当番号を○で囲み、16～99 (33) のものは、申込みする業種番号と業種名を記入してください。
- (2) 受付番号 平成 31 年 (令和元年) ・ 令和 2 年度の入札参加資格の受付票の受付番号を記入してください。(※平成 31 年 (令和元年) ・ 令和 2 年度に申込みをしていない方は、記入しないでください。)

2 使用印鑑届

- (1) 必要な申込者 契約等に実印以外の印鑑を使用する方

3 委任状

- (1) 必要な申込者 契約等を代理人に委託する方 (2 人以上の代理人を置く場合は、各人に委託状と受付票が必要です。)
- (2) 委任できる事項は、以下に掲げる項目です。
 - ① 見積り及び入札について。
 - ② 契約に関すること。
 - ③ 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
 - ④ 支払金の請求及び領収について。
 - ⑤ 支払期のきた利札の請求及び領収について。

4 基本カード

■の項目は、経営事項審査(経審)結果通知又は、経審申請控えがあるときは、内容を転記してください。この場合、提示書類は省略できます。

* 基準日 とは、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の 1 年間の中で該当する決算日をいいます。
(個人営業の方は、原則として令和元年 12 月 31 日が基準日となります。)

例) 3 月 31 日決算の会社は、令和 2 年 3 月 31 日が基準日となります。

9 月 30 日決算の会社は、令和 2 年 9 月 30 日が基準日となります。

10 月 31 日決算の会社は、令和元年 10 月 31 日が基準日となります。

* 番号 (35) ～ (41) は、経営事項審査(経審)の申請のない方のみの記入となります。
(42) ・ (43) は、経営事項審査(経審)の申請のある方のみの記入となります。

番号	項 目	説 明
①	受 付 番 号	継続申込書：平成 31 年（令和元年）・令和 2 年度の受付番号を記入してください新規申込者：空欄のまま記入しないでください
②	商 号 又 は 名 称	法人の組織名を略記〔(株)、(有) 等〕し、名称を記入してください。
	営業所(支店)の名称	〇〇支店、〇〇営業所などを記入してください。（代理人を置く場合に記入してください。）
	ふ り が な	組織名を除き、ひらがなで濁点を含め 1 字として記入してください。
	所 在 地	都道府県名から省略せずに記入してください。 「〇丁目」の〇は漢数字で記入してください。 「□番地」「□番」「□号」は算用数字で記入してください。 番地／番はいずれか抹消してください。 ビル名等は必要に応じ記入してください。（例）二丁目 8 番 1 号
	郵 便 番 号	7 桁の番号を記入してください。
	電 話 番 号	東京 03 局は省略し、それ以外は市外局番から全て記入してください。
	連 絡 所	契約する営業所（本店・支店）が都外にあり、都内に連絡所がある場合は、区市町村から所在地を記入してください。 （実際に業務の連絡がとれることが必要です。）
	本 店	本店の都道府県コード（外国籍の場合は国名）を、記入してください。
	登 記 上	所在地が登記上の所在地と異なる場合、登記上の所在市区町村名を記入してください。
③	経 審 申 請	いずれかを○で囲んでください。（建設業者は必須要件です。）
④	代 表 者	役職名を除き、代表者氏名を記入してください。
⑤	代 理 人	代表者に代わり、代理人を置いた場合のみ記入してください。 この場合、代理人の所属する営業所等は、許可、登録を取得していなければなりません。 役職名は、取締役東京支店長、専務取締役〇〇事業本部長などと記入してください。
⑥	申 込 業 種	申込書の内容と一致します。同時に申し込むことができない業種に注意してください。また、建設業許可の許可業種や経営事項審査受審項目、その他の許可・登録との関係を確認のうえ記入してください。
⑦	■ 資 本 金	申込日現在の払込資本金を記入してください。登記簿上の資本金の金額です。 （千円単位、端数切り捨て）
⑧	資 本 金 の う ち 外 国 資 本	該当する場合、基準日現在での外国資本の金額を日本円に換算し記入してください。 レートは基準日現在です。 （千円単位、端数切り捨て）
⑨	■ 自 己 資 本	財務諸表により算出した金額を記入してください。 （千円単位、端数切り捨て）
⑩	法 人 税 （ 所 得 税 ）	基準日以前 1 年間の営業年度の法人税（個人は、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の所得税）の納付済額を記入してください。 ⇒納税証明（その 1）を提示してください。（3 か月以内のもの） 0 円の場合は納税証明の提示は必要ありません。但し、特例として還付金等を受け納税額が 0 円の場合は、控除前の金額を記入できます。（確定申告書の控えを提示してください。） （千円単位、端数切り捨て）
⑪	法 人 事 業 税 （ 個 人 事 業 税 ）	基準日以前 1 年間の営業年度の事業税（個人は、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の事業税）の納付済額を記入してください。 ⇒納税証明（事業税）を提示してください。（3 か月以内のもの） 事業税は契約する営業所が所在する都道府県の納税額です。 （千円単位、端数切り捨て）
⑫	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	申込日現在での完納・未納を記入してください。 ⇒納税証明（その 3）を提示してください。（3 か月以内のもの）

番号	項 目	説 明
⑬	■ 営 業 年 数	基準日現在での営業年数（端数切り捨て）を記入してください。 登記簿の設立年月日を参照してください。但し建設業については、建設業許可を取得した時点からとなります。
⑭	取 引 先 金 融 機 関	取引先の金融機関を記入してください。 電話番号は必ず記入してください。
⑮	実 印	提出する印鑑証明の代表者印を押印してください。
⑯	使用印・代理人印	「使用印」は、契約等を実印を使用しない場合に必要な印鑑です。また「代理人印」は、代理人を置く場合に必要な印鑑です。それぞれ実印と類似したものの使用は避けてください。
⑰	■ 職 員 数	事務職員とは、㉠ 欄から技術職員を差し引いた残りの職員数です。 兼業事業の職員とは、総職員数から㉠ 欄の職員数を引いた残りの職員数です。 ㉠ 欄は建設業等（土木・建築・設備・設計・測量等）に従事する職員（技術職員や事務職員など）の数です。 兼業事業の職員数は建設業等以外の事業に従事する職員の数です。
⑱	監 理 技 術 者	指定建設業種＝舗装、土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、造園の7業種で、監理技術者資格者証を有する職員数を記入してください。 実人員は、内訳と必ずしも一致はしません。
⑲	建 設 業 許 可 番 号	基準日現在、契約する営業所（支店等の場合は当該支店が有するもの）で取得している許可番号を記入してください。 道府県知事許可は県名コードも記入してください。
⑳	許 可 業 種	該当する業種番号を○で囲んでください。
㉑ ㉒	IS09001 又は 9002 IS014001 (対象業者方式の事業 協同組合を除く。)	申込日現在、契約する営業所（支店等の場合は当該支店が有するもの）で認証取得しているものが対象となります。当該規格の「登録証及び付属書」を提示してください。 なお、認証取得している部署については問いません。
㉓ ㉔ ㉕ ㉖	ポ ン プ 船 の 保 有 （業種 19） し ゅ ん せ つ 船 の 保 有 （業種 20） 工 場 の 保 有 （業種 30 40 41 42 43） 特定化学物質等作業主任者及び特別管理 産業廃棄物管理責任者の雇用 （業種 62）	対応する申込業種を申し込む場合、いずれかに○をつけてください。 ㉖は、技能講習修了証・講習会修了証の写及び雇用を証明する書類の提示が必要です。
㉗	対 象 事 業 者	協同組合が「対象事業者」方式で申し込む場合、1 を○で囲んでください。
㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜	建 築 士 事 務 所 登 録 測 量 業 者 登 録 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 地 質 調 査 業 者 登 録 造 船 業 許 可 ・ 登 録	建築士事務所登録証明書の内容を記入してください。 測量業者登録証明書の内容を記入してください。 建設コンサルタント現況報告書の内容を記入してください。 地質調査業者現況報告書の内容を記入してください。 小型船造船業登録済証又は、許可通知で記入してください。 ⇒㉘から㉜当該証明書、登録証、許可通知、現況報告書の提示が必要です。
㉝	指 定 工 事 業 者 等	都又は、都の市町村の指定を受けているときは、自治体名、番号を記入し、指定給水装置 工事事業者又は指定上下水道工事店証を提示してください。
㉞	雇 用 保 険 の 加 入	加入している場合、「納付書・領収書」、又は「納付済証明書」を提示してください。 （1 年分）
㉟	企 業 年 金 制 度 の 導 入	厚生年金の場合加入通知書又は、加入証明書を提示してください。 適格退職年金の場合、契約協定書を提示してください。
㊱	健 康 保 険 及 び 厚生年金保険の加入	加入している場合、「納付書・領収書」を提示してください。（1 年分）
㊲	法 定 外 労 働 災 害 補 償 制 度 の 加 入	加入している場合、加入証明書を提示してください。 民間の保険の場合、「団体保険制度加入証」を提示してください。
㊳	賃 金 不 払 い	基準日前 1 年間で不払いがあれば記入してください。

番号	項 目	説 明
③⑨	業 務 災 害 に よ る 死 傷 者 数 (基準日直前2年)	該当する場合、記入してください。
④⑩	退 職 一 時 金 制 度 の 導 入	該当する場合、加入証明書を提示してください。自社制度の場合は制度の確認ができる労働協約、就業規則を提示してください。10人以上の雇用の場合労働基準監督署へ届け出が必要です。
④⑪	■ 建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 の 加 入	加入している場合、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提示してください。
④⑫	日 雇 労 働 者 の 社 会 保 険 の 加 入	加入している場合、「印紙保険料納付状況報告書」又は、「健康保険印紙受払等報告書」を提示してください。
④⑬	関 係 す る 会 社	関係する会社で、東京都の競争入札参加資格の申込をしている会社がある場合必ず記入してください。(%) 欄には、資本の出資比率を記入してください。

このカードは、資格の審査に関して重要な部分に使用するものですから、はっきりと記入してください。また審査終了後は個票として保存し使用しますから、折り曲げたり、とじたりしないでください。

(1) 受付番号 前記の申込書と同様に記入してください。

(2) 申込業種 申込する業種番号が、01～10 又は 15 のものは該当番号を○で囲み、11 又は 16～19(33)のものは〔 〕内に申込業種番号のみ記入してください。

(3) カードの記入方法

①から⑧まで番号順に説明します。

〔注意〕 代表者が直接契約する場合は、本店（主たる営業所）が、代理人契約する場合は、代理人が所属する営業所が契約する営業所となります。なお、契約する営業所の要件として、次の許可又は登録が必要です。

建 設 業……建設業許可（8 頁別表 1 参照）

建築設計……建築士事務所登録

測 量……測量業者登録

① 楷書で大きく記入してください。なお、代理人が所属する営業所で、入札、契約等を希望する方は、その名称も記入してください。個人の場合は、商号の登記をしていればその商号を、していない場合は、個人の氏名を記入してください。

なお、**設計・測量、地質調査カード**は下記についても記入してください。

ア 「株主・出資者名」

発行済株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又は出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしている建設業者がある場合に、その建設業者名を記入してください。

イ 「役員が兼任している建設業者名」

役員が建設業社の役員を兼ねている場合は、その建設業者名を記入してください。

ウ 「関連する建設業者名」、エ「関連内容」

建設業者の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第 8 条第 4 項に規定する関連会社）がある場合、その建設業者名と関連の内容（例「子会社」）を記入してください。

② このカードの③に記入した業種以外の工事（業務）の売上高（消費税抜き）を記入してください。また、販売等の工事（業務）以外の売上高（消費税抜き）も記入してください。この場合には、③欄と②欄に記入した金額の合計が、財務諸表の売上高と同じでなければなりません。

③ 申込業種ごとに、基準日の直前 1 年の件数及び工事（業務）高（消費税抜き）を記入してください。また、申込業種のうち、**件数及び工事（業務）高がないものについては「0」**を記入してください。なお、申込みしない業種名欄と業種番号欄は、空欄のままにしてください。

〔注意〕 ア **その他工事カード**は、申込業種名欄と業種番号欄が空白になっていますから、以下の記入例に従って、間違えのないように記入してください。

(記入例)

業種番号 16～98 の場合 ……………》

業種番号 99(01)～99(33) の場合 ……………》

申込業種名	業 種 番 号			
シールド工事	2	3		
基準タンク	9	9	0	1

(左づめ記入)

イ 決算期を変更したことにより、直前1年の月数が不足する場合は、直前2年の工事（業務）高を12で除して得た数値に、不足する月数分を乗じて得た数値を直前1年の工事（業務）高に加えた数値を記入してください。（なお、この場合は財務諸表については2期分必要となります。）

- ④ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、東京都内の営業所で施工した、申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。
- ⑤ 総完成工事高（総完成高）（消費税抜き）のうち、東京都（下記の表を参照のこと）と契約して施行した、申込業種ごとの件数及び完成工事高（完成高）（消費税抜き）を記入してください。

東京都	知 事 部 局	財務局・政策報道室・総務局・主税局・生活文化局・都市計画局・環境局・福祉局・衛生局・住宅局・労働経済局・建設局・港湾局・出納長室・高齢者施策推進室・多摩都市整備本部・中央卸売市場・都立大学事務局・東京消防庁及びそれぞれの出先機関
	行 政 委 員 会 等	教育委員会・監査事務局・収用委員会・警視庁及び出先機関
	公 営 企 業 局	交通局・水道局・下水道局及びその事業所
	公 社 等	新都市建設公社・住宅供給公社・駐車場公社・東京港埠頭公社・職員共済組合事務局・（財）東京都福利厚生事業団
	特 別 区	23 区

- ⑥ 申込業種ごとの一件の最高完成工事（業務）高（消費税込み）を、都、他官公庁及び民間に区分しそれぞれの欄に記入してください。

業態カードの⑥・⑦等の金額欄「[.]」には、数字がかからないように記入してください。

ア 記入上の注意

件名	工事（業務）の件名及び施行場所の都道府県名を記入してください。		
発 注 者	都	⑤（５ページ参照）の東京都に従って記入してください。	都又は他官公庁の工事（業務）を協同組合が受注し、組合員が一括下請負をした場合の経歴は、都又は官公庁の実績としますからこの欄に記入してください。
	他官公庁	国の省庁、道府県、市町村や、公社、公団等のうち、印紙税法第５条に規定する者の名称を記入してください。	
	民間	「都」及び「他官公庁」以外のものを記入してください。	
施 工 時 期	着工（手） 年月日	工事（業務）を着工（手）した年月日を記入してください。	
	完成年月日	工事（業務）を完成した（完成予定）年月日（完成予定の場合は契約書に記載してあること）を記入してください。ただし、完成予定が令和３年４月１日以降のものは記入できません。	
施 工 で き る も の 得 意 と す る 業 務 分 野		該当する業種を申込する方は、記入してください。	

工 事 (業務) 完 成 時 期	過 去 ５ 年 間	平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
	過 去 7 年 間 と し た 業 種	平成 26 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで 02 橋りょう工事、03 河川工事、19 しゅんせつ埋立て、25 地下鉄工事
指 定 地 域 〔工事業務の施行場所〕		東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 ただし、山梨県又は静岡県に本店（主たる営業所）を有する者は、上記に両県を加えたものを指定地域とします。
指定地域をはずした業種 〔工事（業務）施行場所は 日本国内であればよい〕		11 建築設計、12 土木設計、13 設備設計、14 測量、17 船舶、19 しゅんせつ埋立て、21 潜かん 23 シールド工事、24 推進工事、25 地下鉄工事、43 水門門扉、45 水処理装置、46 焼却設備 52 計装装置、53 沈砂池・沈殿池機械設備工事、55 送風機機械設備工事、56 ばっ気槽散気設備 工事、57 汚泥脱水設備工事、58 消化槽機械設備工事、59 ガス貯留設備工事、61 水道管更生工 事、62 石綿処理、97 パイプライニング、99(15) ろ過層処理
請 負 金 額		工事（業務）１件の請負金額（受託額）（消費税込み）を記入してください。請負金額（受託額）（消費税込み）に増減がある場合は、契約書提示の際、関係書類をあわせて提示したものに限り、１件の工事（業務）として認めます。但し、第１期工事（業務）と第２期工事（業務）の場合や、本工事（業務）と追加工事（業務）の場合は、あわせて１件の工事（業務）として認めません。また、一括請負工事（業務）は認めません。なお、単価契約の場合は、一回の最高請負金額です。
請 負 金 額 の 例 外		23 シールド工事又は 24 推進工事を申込する場合は、04 水道施設工事、05 下水道施設工事、25 地下鉄工事と重複できます。但し、請負金額は、23 シールド工事又は 24 推進工事の部分の金額のみとなります。

イ 契約書について

提示する契約書は、仕様書及び関係図面等を添付した原本です。

注文書だけでは実績として認めません。必ず、注文書（原本）と請書（写）及び内訳書、仕様書、関係図面等が必要です。

また、次の場合でも、契約書の原本を元請負業者から借りて持参、または郵送してください。

（ア）同業下請負の場合は、起工者と元請負者の契約書

（イ）共同企業体の構成員の場合は、代表者が所持する契約書

（ウ）共同組合が受注した工事（業務）の一括下請負の場合は、協同組合が受注した工事（業務）の契約書、協同組合と締結した契約書及び一括下請負の承諾書

ウ ⑥と⑦に記入する一件実績の金額について

(ア) 共同企業体の構成員として受注した場合は、出資比率による金額です。

(イ) 起工者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴になります。

(ウ) 設計業務（建築、土木、設備）の実績金額は、監理業務相当額は除きます。

- ⑦ 入札保証金及び契約保証金の免除の基礎となるものですから、申込業種の最高完成工事（業務）次の事項に該当する場合は記入してください。

なお、⑥と重複して記入することができます。

件 名	⑥の説明を参照してください。	
発 注 者	官 公 庁	「都」と「他官公庁」のみです。
施 行 時 期	着 工（手）年 月 日	⑥の説明を参照してください。
	完 成 年 月 日	

工 事（業 務）完 成 時 期 過 去 2 年 間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
工 事（業 務）の 施 行 場 所	指定地域のみです。⑥で指定地域をはずした業種も、ここでは指定地域内の工事（業務）に限られます。
請 負 金 額	⑥の説明を参照してください。
請 負 金 額 の 例 外	土木建築カード⑦の「土木工事」とは、01 道路舗装工事、02 橋りょう工事、03 河川工事、04 水道施設工事、05 下水道施設工事、06 一般土木工事の全体の総称ですから、これらのうちで最高の工事経歴の一つを記入してください。

- ⑧ 指名の際の参考資料ですから、申込業種ごとに記入してください。

〔業種番号 04 水道施設工事を申込み方への注意〕

業種番号 04 の水道施設工事を申込みする方で本管（口径 400 mm以上の配水管）をいう。工事経歴がある場合は、他官公庁・民間別に最高完成工事と最大口径工事を記入してください。（それぞれの工事契約書等を持参、または郵送してください。）

〔測量、しゅんせつ埋立て、しゅんせつを申込み方への注意〕

施行上特別に必要とする機械又は設備等を記入してください。

5 建設業の許可及び経審の種類

8～15 ページの別表 2 記載の許可・経審を受けなければならない建設業の種類（略号）については、業種番号 61 以外は、いずれか 1 種類の許可及び経審を受ければよいことになります。また、経審の工事種類別完成工事高については、土、と、ほ、水を土木一式として一括申請できます。

建設業の番号・種類及び略号

別表 1

一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号
01	51	土木工事業	土	08	58	電気工事業	電	15	65	板金工事業	板	22	72	電気通信工事業	通
02	52	建築工事業	建	09	59	管工事業	管	16	66	ガラス工事業	ガ	23	73	造園工事業	園
03	53	大工工事業	大	10	60	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	17	67	塗装工事業	塗	24	74	さく井工事業	井
04	54	左官工事業	左	11	61	鋼構造物工事業	鋼	18	68	防水工事業	防	25	75	建具工事業	具
05	55	とび・土工工事業	と	12	62	鉄筋工事業	筋	19	69	内装仕上工事業	内	26	76	水道施設工事業	水
06	56	石工事業	石	13	63	舗装工事業	舗	20	70	機械器具設置工事業	機	27	77	消防施設工事業	消
07	57	屋根工事業	屋	14	64	しゅんせつ工事業	しゅ	21	71	熱絶縁工事業	絶	28	78	清掃施設工事業	清

(注) 許可及び経審を受けなければならない建設業の種類 (略号) 欄に
2 以上の種類が示されている場合は61水道管更生工事を除き、い
ずれか1種類の許可及び経審を受けていなければならない。

申込業種及び内容説明一覧表

別表 2

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなけれ ばならない建設業 の種類 (略号)	経審を受けなけれ ばならない建設業 の種類 (略号)	備 考
土木・建築工事	01	道路舗装工事	11. 12. 13. 14. 15	道路等の地盤面を舗装する工 事	道路舗装工事、路盤築 造工事		ほ	土 ほ	
	02	橋りょう工事	11. 12. 13. 14. 15	橋りょう工事 (鋼けた、P C けた等上部のみは除く)	橋脚工事、橋台工事		土	土	
	03	河 川 工 事	11. 12. 13. 14. 15	河川、海岸等の堤防などを築 造する工事	護岸工事、港湾工事、 防潮堤工事		土	土	
	04	水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	取水、浄水等の施設を築造及 び配水管等を布設する工事	導水路工事、浄水場築 造工事、導水管・配水 管布設工事		水	土 水	
	05	下水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	汚水管、管渠等を布設する工 事及び処理場、ポンプ所等の 土木工事	幹線工事、技線工事、 処理場建設工事、ポン プ所建設工事		土 水	土 ほ 水	

区分	業種 番号	申 込 業 種	同時に申込 がでない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなければならぬ建設業 の種類 (略号)	経審を受けなければならぬ建設業 の種類 (略号)	備 考
土木・建築工事	06	一般土木工事	11. 12. 13. 14. 15	他の土木工事 (01～99) に含まれない土木工事	溝渠工事、造成工事、 林道工事		土 と	土 と ほ 水	
	07	建 築 工 事	08. 09. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 31. 37. 38	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事		建	建	
設備工事	08	電 気 工 事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	屋内電気、変電、送配電設備等の電気工作物を建設する工事	屋内電気設備工事、街 路灯設備工事、野外照 明設備工事		電	電	
	09	給排水衛生工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	ガス、給水、排水衛生等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排) 水管取替工事、水洗便 所設備工事		管	管	
	10	空 調 工 事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	暖冷房、空気調和のための施設を設置する工事	暖冷房設備工事、空気 調和設備工事		管	管 機	
	11	建 築 設 計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	建築物の設計及び監理	庁舎設計、学校設計、 病院設計	業務分野 の希望	建築士 (昭和25年法律第202号) 第23条 第1項の規定に基づく建築士事務所の登録		
設計・測量・地質調査	12	土 木 設 計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土木工作物の設計及び監理	道路設計、橋りょう設 計、上下水道設計	〃			
	13	設 備 設 計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	電気、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計	〃			
	14	測 量	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土地等の測量及び地図の調製	地上測量、深淺測量、 航空測量	〃	測量法 (昭和24年法律第18号) 第55条第1 項の規定に基づく測量業の登録		
	15	地 質 調 査	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	工業用地の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング 探査、電波探査、磁気 探査				
	16	さ く 井		さく井機等を用いてさく井、 浅井戸築造等を行う工事	さく井工事、浅井戸築 造工事、さく孔工事		井	井	
その他工事	17	船 舶		20トン以上の船舶の製造及び 修繕		業務分野の 希望 ドック又は 船台保有の 有無			

区分	業種 番号	申 込 業 種	同時に申込 がでない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなけれ ばならない建設業 の種類(略号)	経審を受けなけれ ばならない建設業 の種類(略号)	備 考
そ の 他 工 事	19	しゅんせつ 埋 立 て		ポンプ船を使用して、河川、 港湾等の水底をしゅんせつし その土砂で埋立てる工事		ポンプ船 の有無	しゅ	土 しゅ	ポンプ船を保有している こと。
	20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾 等の水底をしゅんせつする工 事		しゅんせ つ船の保 有の有無	しゅ	土 しゅ	しゅんせつ船を保有してい ること。
	21	潜 か ん		ケーソンを使用し、掘削しな がらそのケーソンを沈める工 事	橋りょう基礎工事、排 水機場基礎工事		土	土	
	22	軌 道		高速電車、路面電車等の軌道 敷設及び改良工事	軌道敷設工事、枕木交 換工事		土	土	
	23	シールド工事		シールド工法によりトンネル を構築する工事	地下鉄工事、管理設工 事		土 水	土 水	
	24	推 進 工 事		推進工法により管等を埋設す る工事	管理設工事		土 水	土 水	
	25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土	
	27	造 園		庭園、公園、緑地帯等の苑地 を築造する工事	公園設備、植栽、水景 等の工事	施工でき る分野	園	園	
	28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又 は改良工事	テニスコート新設工事、 競技場新設工事、野球 場改良工事		土 と	土 と	
	29	コンクリート プレハブ	08. 09. 10. 31. 37. 38	PC、PS、HPC工法によ るプレハブ工事	都営住宅建設工事	施工でき る分野	建	建	
	30	鉄骨プレハブ	08. 09. 10. 31. 37. 38	上記の29に含まれないプレハ ブ工事	仮設事務所建設工事	工場の保 有の有無	建	建	自社で工場を所有してい ること。
	31	ひき家・解体	07. 29. 30	既存建物等の移動又は取り壊 し工事		施工でき る分野	建 と	建 と	
	32	消 火 設 備		消火設備、避難設備、消火活 動等に必要な施設を設置又は 工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、救 火災報知設備工事、救 助袋設置工事	施工でき る分野	消	管 機 通 消	
	33	電 話 ・ 通 信		有線及び無線等により電気通 信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、 鉄道通信設備工事	施工でき る分野	通	通	
	34	拡 声 装 置		放送機械等を設置する工事	放送設備工事		通	通	

区分	業種 番号	申 込 業 種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなけれ ばならない建設業 の種類（略号）	経審を受けなけれ ばならない建設業 の種類（略号）	備 考
そ の 他 工 事	35	量		量の製作、表替え工事			内	内	
	36	室内装飾		建築物の内装仕上げを行う工 事	防音工事、インテリア 工事		内 具	内 具	
	37	一般塗装	07. 29. 30	塗装塗材等を工作物に吹付け 又は張付ける工事（道路標示 塗装を除く）	塗装工事		塗	塗	
	38	橋りょう塗装	07. 29. 30	橋りょう、横断歩道橋等の塗 装			塗	塗	
	39	防水		建築物の防水を行う工事（グ ラウトを除く）		施工でき る分野	防 左	防 左	
	40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより 工作物を築造する工事 （橋りょう上部工事及び開門 水門の開扉設置工事を除く）	鉄骨組立工事、鉄塔工 事	工場の保 有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有してい ること。
	41	鋼 け た		鋼材を加工又は組上げて橋 りょう上部を構築する工事	橋りょう上部工事、横 断歩道橋工事	工場の保 有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有してい ること。
	42	P C け た		P C けたを設置する工事	橋りょう上部工事、高 架道路	工場の保 有の有無	土 と	土 と	自社で工場を所有してい ること。
	43	水 門 扉		鋼材の加工又は組上げにより 水門扉を製作し取り付け 工事		工場の保 有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有してい ること。
	44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事	排水機場ポンプ据付け 工事、送配水ポンプ等 据付け工事		機 井	機 井	
	45	水 処 理 装 置		水処理のための設備及び装置	活性汚泥槽設備、浄水 場洗浄設備、薬品注入 設備	施工でき る分野	機 水 清	機 水 清	
	46	焼 却 設 備		焼却炉及びそれに附属する焼 却機械設備の製作取付（清掃 工場を除く）	火葬場焼却設備、汚泥 焼却設備	施工でき る分野	タ 機 清	タ 機 清	
	47	ボ イ ラ ー		ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事（蒸 気給湯）		機	機	

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなけれ ばならない建設業 の種類(略号)	経審を受けなけれ ばならない建設業 の種類(略号)	備 考
そ の 他 工 事	48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、 エスカレーター設置工事、 ダムウェーター設置工 事		機	機	
	49	電車線架線		高速電車、路面電車の電車線 路敷設工事	電車線路工事		電	電	
	50	地 中 線		電線路及び通信線路ケーブル の敷設工事	地中線電線路工事、 ケーブル敷設工事		電 通	電 通	
	51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車の信号保 安設備工事	自動閉そく信号装置工 事、(踏切遮断機工事) 継電連動装置設備工事 (転てつ機工事)		電 機 通	電 機 通	
	52	計 装 置		水道施設等の測定機器設置及 び制御装置	水質用計測設備、幹線 遠隔計装設置設備、隔測 メーター設置電子計算 設備(データ処理設備)		機 通	機 通	
	53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事		浄水場、処理場及びポンプ所 の沈砂池機械設備工事、沈殿 池機械設備工事	沈砂池機械設備工事 沈殿池 汚泥濃縮槽機械設備工 事 汚泥貯留槽 処理場・ポンプ所ろ格 機整備工事 阻水扉整備工事		機 水	機 水	
	55	送風機械設備 工 事		処理場、ポンプ所の送風機 械設備工事	送風機設備工事 処理場機械棟送風機設 備工事		機	機	
	56	ばっ気槽散気 設 備 工 事		処理場のばっ気槽散気設備 工事	ばっ気槽散気設備工事、 ばっ気槽整備工事 ハイドロリック装置散 気設備工事 ばっ気槽水位調整せき その他設備工事		機 水	機 水	

区分	業種 番号	申 込 業 種	同時に申込 がでない 業種の番号	内 容	工 事 例	業態カー ドへの 特記事項	許可を受けなければならぬ建設業 の種類 (略号)	経審を受けなければならぬ建設業 の種類 (略号)	備 考
そ の 他 工 事	57	汚泥脱水設備 工事		浄水場、汚泥処理工場の脱水 設備工事	脱水設備工事 塩化第二鉄貯留槽整備 工事 凝集混和槽整備工事		機 水	機 水	
	58	消化槽機械設備 工事		汚泥消化槽機械設備工事	汚泥消化槽機械設備工 事 汚泥槽 ”		機	機	
	59	ガス貯留設備 工事		汚泥消化槽から発生するガス の貯留設備工事	消化ガス貯留設備工事 消化ガス燃焼設備工事		機	機	
	60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水 道へ流入させるための汚水 ます工事	防水ます工事		土 と	土 と	
	61	水道管更生工事		既設配水管内をクリーニング しライニング等を行い管を更 生させる工事 (公道を除く敷 地内にある管への施工は97パ イプライニング)	配水小管更生工事		管及び水 (両方が必要)	管 水	
	62	石 綿 処 理		吹付けアスベストの除去、封 じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、 石綿撤去工事		建 と 塗 内 建 と 塗 内	建 と 塗 内	特定化学物質等障害予防 規則 (昭和47年労働省令 第39号) に定める特定化 学物質等作業主任者並び に廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 (昭和45年 法律第137号) に定め る特別管理産業廃棄物管 理責任者を直接的かつ恒 常的に雇用していること
	63	機械器具設置		上記以外の機械器具の設置			機	機	

区分	申込業種	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	区分	申込業種	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)
その 他 工 事	64 屋 根	屋	屋 防 建	そ の 他 工 事	84 と 場 施 設	鋼 機	鋼 機 土
	66 金 網 さ く	と 網	と 網 建		86 ガソリンスタンド	建 鋼 機	建 鋼 機 土
	67 板 金	板	板 鋼		87 P C タ ン ク	土 と	土 と
	68 サ ッ シ ュ	具	具 建		91 すべり止め舗装	土 ほ	土 ほ 塗
	69 シ ャ ッ タ ー	具	具 機 建		92 樹 脂 塗 装	塗 防	塗 防
	70 起 重 機	機	機		93 陸 上 信 号 機	電 機 通	電 機 通
	72 冷凍・冷蔵庫工事	管 機	管 機 絶		94 伸 縮 継 手	土 と 鋼	土 と 鋼 左 塗 機
	73 グ ラ ウ ト	土 と 防	土 と 防		95 鉄 鋼 加 工	鋼	鋼 機 建
	74 道路標識設置	土 と 電 通	土 と 電 塗 機 通		96 ウェルポイント	土 と	土 と
	75 道路標示塗装	塗	塗 土 と 機		97 パイプライニング	管	管
	76 ガ ー ド レ ー ル	土 と	土 と		98 脱 硫 ・ 脱 臭	機 水	機 水
	77 モルタル吹付け	土 左 と 防	土 左 と 防				
	78 植 生	土 と 園	土 と 園				
	79 運動器具設置	と 機 園	と 機 園				
その 他 工 事	80 テレビ共聴工事	通	通 電				
	81 防音壁・しゃ音壁	土 建 と	土 建 と				
	82 舞台装 置	電 機	電 機 建				

区分	申込業種	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	区分	申込業種	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)
特殊工事	99 (01) 基準タンク	鋼 機	鋼 機	特殊工事	99 (14) 飛散防止工事	ガ 内	ガ 内
	99 (02) 安全溝設置	と	と		99 (15) ろ過層処理		
	99 (04) 空気搬送	機	機		99 (17) 厨 房	管	管
	99 (06) 床版補強	土 と 鋼	土 と 鋼		99 (20) 石 工 事	石	石
	99 (07) 電源設備	電 通	電 通		99 (23) 自動ドア装置	具	具
	99 (08) 発電設備	電 機	電 機		99 (24) 強化樹脂板取付	建 と 屋	建 と 屋
	99 (09) 電気防蝕	電 塗	電 塗		99 (25) 医療ガス配管	管	管
	99 (10) 給湯器・浴槽設備工事	管	管		99 (26) 高圧ガス配管	管	管
	99 (11) 床 仕 上	内	内		99 (30) 集じん装置	機 清	機 清
	99 (12) 放射線防御	内	内		99 (33) タイル工事	タ	タ

都道府県コード表

01	北海道	25	滋賀県
02	青森県	26	京都府
03	岩手県	27	大阪府
04	宮城県	28	兵庫県
05	秋田県	29	奈良県
06	山形県	30	和歌山県
07	福島県	31	鳥取県
08	茨城県	32	島根県
09	栃木県	33	岡山県
10	群馬県	34	広島県
11	埼玉県	35	山口県
12	千葉県	36	徳島県
13	東京都	37	香川県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	新潟県	39	高知県
16	富山県	40	福岡県
17	石川県	41	佐賀県
18	福井県	42	長崎県
19	山梨県	43	熊本県
20	長野県	44	大分県
21	岐阜県	45	宮崎県
22	静岡県	46	鹿児島県
23	愛知県	47	沖縄県
24	三重県		